

諮問日：平成30年3月13日（平成29年度（最情）諮問第88号）

答申日：平成30年10月19日（平成30年度（最情）答申第35号）

件名：最高裁判所の未済事件一覧表の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「開示申出日時時点で係属中の最高裁判所の小法廷ごとの事件の一覧表（民事事件及び行政事件に限る。）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「未済事件一覧表（平成27年10月7日現在）」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年12月20日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）を被告とする懲戒処分の取消しの訴えに関する裁判が確定した場合、裁判所の名称、裁判の内容、対象弁護士等の氏名等が官報及び日弁連の機関紙に掲載される。そのため、日弁連と個人を当事者とする事件のうち懲戒処分の取消しに関する事件については、相手方当事者である個人に関する情報は、慣行として公にすることが予定されており、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する不開示情報に相当しない。
- 2 事件進行状況等の全部が原判断の時点で法5条6号に規定する不開示情報に相当するとはいえない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件対象文書には，平成27年10月7日現在で最高裁判所の各小法廷に係属している事件に関する情報が記載されているのであって，日弁連において，懲戒処分取消しの訴え等に関する裁判が確定した場合に，その定める規程に基づき，当該裁判の内容等を官報及び日弁連の機関紙に掲載することとしているからといって，本件対象文書中の相手方当事者である個人に関する情報が法5条1号ただし書きに規定する情報であるということとはできない。

したがって，仮に日弁連と個人を当事者とする事件があったとしても，当該事件に関する情報は，法5条1号に規定する不開示情報に相当する。

- 2 事件進行状況欄等には，事件の審理に関する具体的な進行状況や裁判体の判断に基づく今後の進行予定等に関する内容が表示されており，これらの情報は，当該事件が終局した後も，同欄にそのまま表示されていることから，事件の係属中，終局後を問わず，当該情報を開示すると，具体的な事件における裁判体の判断等が明らかになるなど，裁判事務に支障を来すおそれがある。

したがって，これらの情報は，法5条6号に規定する不開示情報に相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は，本件諮問について，以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年3月13日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月22日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年5月25日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年6月29日 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年7月20日 審議
- ⑦ 同年9月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば，原判断において不開示とされた記載

部分（以下「本件不開示部分」という。）は、上告人欄及び被上告人欄のうち一部並びに備考欄及び事件進行状況欄の全部であると認められる。

本件不開示部分のうち上告人欄及び被上告人欄の記載部分については、その記載内容に照らして、法5条1号に規定する個人識別情報と認められる。この点について、苦情申出人は、日弁連と個人を当事者とする事件に係る当事者名について、慣行として公にされている情報である旨を主張する。しかし、本件対象文書が原判断の時点における未済事件の係属状況等を記載したものであることからすれば、裁判が確定した事件について当該裁判に係る情報が日弁連の機関紙等に掲載されるからといって、慣行として公にされている情報とはいえないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、法5条1号ただし書イからハマまでに相当する事情は認められない。

また、本件不開示部分のうち備考欄及び事件進行状況欄の記載については、事件に関する具体的な進行状況や今後の進行予定等が記載されていることからすれば、これらの情報を開示すると、具体的な事件における裁判体の判断等が明らかになるなど、裁判事務に支障を来すおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえず、同条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

したがって、本件不開示部分は、同条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のおりであるから、原判断については、本件不開示部分は法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人